

旧ソヴィエト社会主义共和国連邦

カザフスタン共和国、グルジア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン

	A ルート	B ルート	C ルート
	領事送達 (民訴条約6条1項3号、 2項)	外交上の経路による送達 (民訴条約1条3項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助 取決めはないが、送達の共助が 行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選 択基準	日本人に対する送達の場 合は原則として本ルート	外国人に対する場合又は A ルートで嘱託すると受 送達者が受領を拒絶する おそれがある場合	民事又は商事に関する事 件以外の事件
III 作成すべき 文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解 さない場合は、ロシア 語又は受送達者が解す る言語の訳文添付) 1通	1 依頼書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添付) ・任意交付による場合 は、訳文不要 2通	1 嘱託書 (管轄裁判所あて一口 シア語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ロシア語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要 ただし、翻訳証明費用が必 要	必 要
V 期 間※	先例なし	先例なし	先例なし

(注) これらの国が、旧ソヴィエト社会主义共和国連邦の条約関係を承継するか否かについては、未確定の状態です。

送達の必要性が出てきた場合には、最高裁判所民事局等の国際司法共助事務の担当係まで必ず照会してください。

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一路線で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。